

大名の隠居・家督願について

—その準備と留守居—

佐藤満洋

筆者はさきに「近世大名の交際について」⁽¹⁾ 隠居・家督等に伴う引請と客組を通して若干の考察を行ったが、本稿では豊後臼杵藩主稲葉家文書⁽²⁾によって、十一代藩主稲葉雍通^(てらみち)の隠居と、十二代藩主尊通^(たかみち)の家督願についてその準備の一端を留守居の動静とあわせて考察してみたい。願書の提出については紙数の関係で述べ得ず、別稿に譲らざるを得なくなったことを最初にお断りしておきたい。

右の次第で本稿は未完の論稿ではあるが、恩師渡辺澄夫先生の霊前に捧げるものである。

なお本稿執筆に当って「稲葉家文書」の使用を許可された大分県立先哲史料館に厚くお礼を申しあげる次第である。

一 雍通の隠居内達

臼杵藩十一代藩主稲葉雍通は文政三年⁽³⁾（一八二〇）の正月十八日に、江戸上屋敷において隠居を決意し、当時臼杵城に帰国中の嫡子尊通の出府を待つて家督を譲る旨、江戸詰家老加納外記に打ち明けた。

この内意を受け家老加納外記は小姓頭・留守居・書記方を招集して、次の如く「内達」を出した。

殿様近年御病身被為 成候付、御隠居、若殿様御家督之儀、当四月 若殿様御参府之上御願被 仰上候思召ニ被成御座候段、極々御内分被 仰出候、右ニ付寛政十二申年 御隠居・御家督之御例を以内分取調子置可申候事

この「内達」の記録には「但正月二日₆被遊 御引込也」と但書があることから、雍通は正月二日以降、病気のため表に顔を出していなかったことがわかる。

『統徳川実紀』の文政二年四月十八日の条に「松平豊後守はじめ就封の暇賜わる者廿五人、(略)稲葉伊予守子式部少輔は初てなり」と見えるので、稲葉伊予守、即ち雍通は当時すでに病身で領国臼杵への帰国(就封)、そして翌年四月の参府という長旅に耐え得ない心配があり、幕府の許可を得て嫡子式部少輔(尊通)が松平豊後守以下三五人の大名とともに領国への就封の暇を願ひ、文政三年正月当時は臼杵城に帰国していたことがわかる。

このため、右の如く正月に雍通の内意を受けた江戸屋敷では家老が尊通の参府を待つて隠居・家督願を幕府に提出するため、寛政十二年(一八〇〇)の、先代弘通の隠居・雍通の家督の際の手続一件を調べることを命じたものである。

そして前例に従って、二月十三日になると「当四月、若殿様御参府後、御隠居御家督御願被遊候ニ付」として、家老加納外記から表(1)の如く新たに役職が任命された。

雍通の隠居・尊通の家督願全般の責任者(涉外担当)として留守居の平生左助が書

(表1) 諸掛り一覧

若殿様御附御引移 ₆ 一同御用向相勤	御右筆	御留守居	平生左助
		兼帯	
若殿様四月 御参府之上御用懸	御書方	御書方	稲葉九蔵
		御留守居添役	
	御書方助勤	御書方助勤	武山 轉
		御右筆	清水九右衛門
	御納戸元 ₆ 兼	御納戸元 ₆	藤井権左衛門
		恒例方	小園嘉内
	恒例方助勤	恒例方	藤本治太夫
		会所元 ₆	大塚五郎右衛門
	御祐筆	御祐筆	今村牛左衛門
		会所請込	高野弥次右衛門
御右筆	御右筆	小林仁左衛門	

方兼帯で任命されたのをはじめ、稲葉九蔵がその添役に、以下六人の専従諸係りが任命された。さらに若殿様、即ち尊通の四月の参府後の会所元締等の係三名、尊通の家督後、上屋敷への引移り以後は「一同（従前の）御用向相勤」こととし、右筆を小林仁左衛門が努めるよう任命された。

これによって、留守居平生左助以下の専従班を中心にして、寛政十二年の先例を参照しつつ隠居・家督願のための諸準備が進められることになったのである。

二 医師河野良以、杉本忠温の招聘

病気による隠居願には医師の証明が必要だったが、藩医の証明では信憑性に欠ける疑があったためか、藩邸では河野良以を招聘することとし、二月二五日に留守居平生左助を往診依頼に遣した。平生左助が河野良以に呈した口上書には次の如く記されている。

伊予守様御事、年来御持病之御疝積腹瀉ニ而被成御難渋候、多年御手医師共葉御腹用被成候得共、兎角御同篇ニ付御見舞被進、御診察之上御調葉被進候様被成度、右御願以御使者被仰進候、

この日、河野良以は留守で、門弟の村山良達に逢って右の口上書を伝へ、来月（三月）節句後に再度来訪し、良以の来診の日時を伺いたい旨の申込をして平生左助は帰った。

三月五日に平生左助は再度、河野良以宅を訪れ、良以の往診の内諾を得て、以後の交渉は良以の用人大熊郷右衛門が当る旨の返事を得た。そして三月七日に大熊郷右衛門より「来る十日の八ツ時過に御見舞として往診する」旨の連絡をうけた。

十日の八ツ時過に良以の来診が実現した。藩医が罷出て雍通の容体を良以に説明のうえ、葉の調合を所望し、良以はこれを承諾した。

この後、良以は小姓頭に案内されて休息室に通り、そこに雍通が羽織袴で現われて良以による「御様^(尊)御診察」を受けた。

診察が終ると小姓頭に案内されて居間に通り、二汁五菜と吸物の料理・酒で持て成し、手土産用に干菓子が用意された。また良以の供の者には台所頭の取り計いで食事が手渡された。

翌十一日には用人から河野良以へ昨日の往診を謝す書状を出し、さらに十九日に二度目の往診を要請した。これに応えて良以は二一日の八ツ時過に二度目の往診を行った。二八日は良以が酒・料理の持て成しを辞退したため、勝手書院次之間で干菓子での軽い供応にとまどっている。

この時、留守居の平生左助が医師の杉本忠温の見舞（往診）も受けた旨の申入れをして、良以の了承を得た。

そして二三日になると河野良以から留守居平生宛に手紙が届き、杉本忠温と相談した結果「来る二七日八ツ時頃、忠温と二人で往診することになったこと。従って藩邸の方から忠温宛に往診依頼をしてほしい。」旨が認められていた。留守居より杉本忠温に改めて河野良以と二人で雍通の診察を依頼し、両医師による診察が二七日の八ツ時分から実現することになった。

両医師は打合せに従って二七日八ツ半に白杵藩上屋敷を訪れた。そして勝手書院次之間において留守居の挨拶に続いて家老・用人・小姓頭・藩医の挨拶を受け、居間に通されて休息、そこに羽織袴を着けた藩主雍通が出て挨拶の後、両医師による合同診察が行われた。

診察の後、雍通は病状が「同篇ニ付、隠居・家督御願被成度」旨を述べ、退出した。

両医師は先刻の居間に移座し、そこに留守居が「隠居願案文」を持参、両医師に内覧を依頼した。そして両医師の承諾を得た後、二汁五菜に吸物の酒者が運ばれ、両医師への謝礼の宴が催された。両医師には手土産に菓子が用意され、供の者には食料を、警備の者には銀老両宛、その他の者には鳥目式百文宛が、台所頭の取り計いで用意された。

なお両医師の内覧に供した「御願書案文」は残されていないが、同年の五月三日に老中に提出した願書の案文があり、同文面と考えられるので次に掲げてみよう。

隠居奉願候覚

高五万六拾石余

稻葉伊予守

居城豊後國臼杵
氏四十七歳

嫡子
稻葉民部少輔

氏二十歳

私儀年来持病之疝積腹瀉^(一)而難儀仕、多年手医師共棄相用候処、近来別而相勝不申候付、河野良以江轉棄種々療養仕候得共、今以兎角同篇罷在候付、杉本忠温江も様子為見候処、末々快腹出勤可仕躰無之旨、右御医師共申聞候、依之隠居被仰付、家督同氏民部少輔江被下置候様奉願候、以上

三 親類様方其外様へご相談

稲葉雍通の隠居・尊通の家督は稲葉氏にとつては不変の方針で、幕府への願書提出に向けて内々に準備を進めていたが、それと平行して「御親類様方其外様共、為御知御相談」の必要があった。

このため三月十五日からその作業にかかった。まず雍通夫人の生家である筑後久留米藩主有馬頼徳には、江戸詰家老の加納外記から口上書を伝える使者が遣わされることになった(以下表2参照)。常陸麻生藩主新庄直計以下(10)の稲葉主税までの九家には用人の責任で口上書を伝える使者を立てることになった。久留米藩主有馬氏を含めたこの十家は別の箇所で「御近親様方」と記されていることから、家老と用人からの使者による「御知御相談」となったものであろう。

肥後熊本藩主細川斉樹以下十七家には留守居からの使者、遠江横須賀藩主西尾忠義以下七家には使者番からの使者がそれぞれ口上書を持参することになった。

(表2) 「御知御相談」が行われた近親大名他

27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1		
留守 居宅 より 使者																	用人 より 使者								使者の	使者		
井上美濃守	土方大和守	秋月筑前守	一柳對馬守	京極長門守	木下大和守	仙石美濃守	毛利甲斐守	亀井大隅守	細川采女正	織田百太郎	溝口伯耆守	市橋鈿次郎	南部左衛門尉	脇坂中務大夫	中川修理大夫	細川越中守	稲葉主税	山高新右衛門	相良近江守	松平右京大夫	牧野越中守	伊東彦松	伊達紀伊守	堀貞五郎	新庄越前守	有馬玄蕃頭	大	名
義苗																	頼之								頼徳	諱		
旗本・寄合	伊勢・孤野	日向・高鍋	播磨・小野	讃岐・丸亀	豊後・日出	但馬・府中	長門・津和野	石見・新田	肥後・新田	出羽・天童	越後・新発田	近江・仁正寺	陸奥・八戸	播磨・竜野	豊後・岡本	肥後・熊本	肥後・人吉	上野・高崎	常陸・笠間	日向・飯肥	伊予・吉田	越後・村松	常陸・麻生	筑後・久留米	領	国		
外外外外外外外外外外外外外外外外																	外								譜	譜	外	家格
居陣																	居居居居居								居	居	居城・陣屋	
一、二、二七																	二、八、二								二、	石高		
御向二付																	(旗本力)									備考		

51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	使者
留 守 居 よ り 奉 札										用 人 よ り 奉 札						使 者 番 よ り 使 者						使 者		
九 池 田 黒 毛 織 土 一 松 牧 鬼 田 村 田 利 田 岐 柳 浦 野 河 山 右 甲 田 出 大 因 肥 備 内 城 京 斐 出 和 幡 前 前 守 守 大 守 守 守 守 守 守 守 守										東 吉 井 岩 問 松 松 禪 田 上 城 部 平 平 寺 狀 熊 伊 下 伊 和 泉 吉 田 熊 子 総 豆 泉 田 狀 藏 守 守 守 守 守						稲 大 丹 秋 土 戸 西 葉 村 羽 元 岐 田 尾 對 上 左 左 山 日 隱 馬 總 京 左 衛 城 日 岐 守 介 太 衛 門 守 向 守 守 守 夫 門 佐 守 守 守						大 名		
隆 政 宗 長 高 秀 類 忠 度 恭 顯 元 翰 陽 親 熙 清										隆 詮 信 乘 喜 勝 宝 寬						正 純 長 久 類 忠 発 昌 富 朝 潤 延 善						諱		
丹 備 陸 筑 大 伊 越 波 中 奥 前 和 予 後 ・ 岡 一 前 柳 予 平 長 綾 山 閔 月 本 小 戸 岡										出 越 三 三 羽 前 河 河 ・ 鮪 吉 西 亀 江 田 尾						山 肥 陸 出 上 下 遠 城 前 奥 羽 野 野 江 ・ 大 二 山 沼 字 横 淀 村 本 形 田 都 須 賀						領 国		
外 外 外 外 外 外 外 外 外 外										外 譜 譜 譜 譜						譜 外 外 譜 譜 譜 譜 譜						家 格		
居 居 居 居 居 居 居 居 居 居										陣 陣 陣 陣 陣 陣 陣 陣 陣 陣						居 居 居 居 居 居 居 居 居 居						居 城・陣 屋		
一、一、三、五、二、一、一、六、二、 九 五										二、五、七、六						一〇、三、一〇、六、三、七、二、 五、五、七、五、方石						石 高		
(旗本力)																						備 考		

(注)
 ① 大名の諱・領国は『日本史総覧』近世II(新人物往来社)による
 ② 家格・居城・石高は『藩史事典』(秋田書店)による
 ③ 譜||譜代、外||外様、居||居城、陣||陣屋

また、三河西尾藩主松平乘寛以下七家には用人からの奉札、越後長岡藩主牧野忠清以下十家には留守居からの奉札で隠居家督を通知することになった。口上書は次の如き内容である。

伊予守様御事、年来御持病之御疝積御腹瀉ニ而御難儀被成、近来別而御病身ニ付、河野良以様御薬御腹用種々被成御養生候得共、今以兎角御同篇ニ付、杉本忠温様江も御様躰御診察御願被成候処、快復御出勤難被成之旨、御医師方被仰聞候付、不被得止事、依之御嫡民部少輔様此節御参府之上、五月中御隠居御家督御願被成度思召候、右御相談為御知旁以御使者被仰進候、

なお、この口上書作成、および同使者派遣には次の二点が家老から指示されている。

一点は「御在邑之御方様江者、御急御願被成度思召候付、御答不被成御待、御願書被差出候儀も可有御座段、及演説候事」、即ち領国にあってまだ参府していない大名方には、返答を頂けずとも隠居願を提出する場合もあり得る旨を申し添えよと指示しているのである。

隠居の件で相談を受けた大名で、他家のこの種の人事に深く関与する大名は居なかったであろうことを考えれば、この「御知御相談」は、幕府への届出の前に相談という形式を貸りて広く周知させることを目的とした儀式であったと考えてよいであろう。このため在国の大名の「御答不被成御待」願書の提出もありうることを使者に述べさせよと指示しているのである。

二点めとして、「御両崇ニ而無之御方江者、御文躰可有差別候事」と指示している。「両崇ニ而無之御方」とは表2でどの範圍を指しているものか、史料制約で即座に言明はできないが、「両崇ニ而無之御方」が隠居家督に異論を唱えることなど考えられないことであるので、使者や奉札による「御知御相談」は、隠居・家督を周知させることを目的とした儀式の感をより強くするものである。

まず「御親族様」とか「御近親様」と呼ばれた常陸麻生藩主新庄氏から見てゆこう。新庄直計の夫人は稲葉雍通の父弘通の女で、雍通と直計は義兄弟の間柄である。(3)の越後松村藩主堀貞五郎(直央)の母は稲葉弘通の女で、貞五郎は雍通の甥に当る。(5)の日向飢肥藩主伊東彦松も母が稲葉弘通の女で雍通の甥に当る。(6)の常陸笠間藩主牧野氏は稲葉雍通の母の生家という間柄である。(7)の上野高崎藩主松平氏は稲葉氏七代恒通夫人の生家である。雍通が稲葉氏十一代であるのでこれだけでは血縁的にはやく遠いが、史料制約でこれ以外に近親である史料を被見しえないことも考えられる。(9)の山高新右衛門は大名家に見出しえないし、(10)の稲葉主税も史料制約で領国や血縁関係等を知りえない。共に後日の課題としたい。

(4)の伊達氏(伊予吉田)と(8)の相良氏(肥後人吉)の両氏と稲葉氏の親戚関係も史料制約のため知りえない。

ともあれ、以上十家を「御親族様」あるいは「御近親様」と称して、家老と用人が派遣した使者によって「御知御相談」の口上書が届けられたのである。

留守居からの使者が遣わされた(11)の細川氏以下の十七家について見ると、肥後熊本藩主細川氏は稲葉氏三代一通夫人の生家で血縁的にはやく遠いが、広義の「御親族様」と考えたものであろう。(15)の近江仁正寺藩主の市橋氏は、同氏六代の長璉が稲葉氏八代董通の男で養子にはいつているので、市橋氏も細川氏同様に親族である。(16)の越後新発田藩主溝口氏は稲葉氏六代知通夫人の生家である。(17)の上野小幡藩主織田氏初代信良の女が稲葉氏四代の信通に嫁し、同夫人の死後、その妹が信通夫人となっている。そして織田氏三代の信久夫人に稲葉信通の女が嫁している。(24)の播磨小野藩主一柳氏の五代末栄夫人に稲葉氏八代の董通の女が嫁している。

以上の五家については、いわゆる「親族様」と考えたであろう姻戚関係を見出しえたが、その他の大名家に関しては史料制約のため見出しえなかった。

なお、(23)の讃岐丸亀藩主の京極氏には「御向ニ付」と注記がなされていることから、上屋敷が向い合せという、いわゆる近隣の誼でここに名前が記されていることがわかる。

この京極氏を含めたその他の大名家は、隠居家督一件に関する担当者とも云うべき留守居からの使者が遣わされている点から考えて、兩崇の間柄の大名家と考えてよいのであろう。

姻戚という点から考えれば、隠居する雍通の女が嫁している陸奥棚倉藩主（当時）の松平康爵やすかの名前がないのが不思議であるが、これは稲葉家文書の淨書段階での脱落によるものであろうか。後日の課題である。

また(47)の井上美濃守は寄合席の旗本である。

(28)から(44)までの七家は使者番から使者が派遣されたものであるが、(32)の陸奥二本松藩主丹羽氏は、稲葉氏二代典通夫人の生家であるが名簿には下位に記されている。名簿上位十家の「近親様」以外はその順位はさほど意味がなかったものであろうか。その他の大名・旗本家とは親戚関係は見出しえないことは、兩崇の間柄を示すものであろうか。

(35)以下の六家と一カ寺は用人が、(42)以下の十家には留守居がそれぞれ奉札を呈している。

(34)までは使者を派遣しており、(35)以下は奉札を呈しているの、使者と奉札とは明かに相違が感じられるが、この違いは兩崇（兩敬）と片敬の相違を示すものだろうか。(35)以下を片敬の間柄と仮定し、稲葉氏側が同等の礼を用いない上位の片敬と考えれば、「御知御相談」の必要はないであろう。このように考えれば家老が指示した上述の「御兩崇^二而無之御方様」とは、稲葉氏側が敬意を表する先方上位の片敬と考えられそうである。

例へば表2中の外様大名の場合、江戸城中の柳間で、同じ溜か近隣の溜であるならば、隠居・家督の「御知」をしておく方が後々のために都合がよい程度の奉札の可能性が考えられよう。家老の指示した「御文鉢可有差別候事」と云う「差別」は右の意による「相違」で、上出の「口上書」の末尾部分の「御隠居御家督御願被成度思召候、右御相談為御知……」の「御相談」の文字が片敬の諸家には書かれなかった可能性も考えられよう。

使者を派遣した大名と、奉札で「口上書」を呈した大名とは稲葉氏との間には、濃淡の相違はあっても、ともかく交際はあったと考えられよう。しかし表2に見られる豊後国内の大名は(12)岡藩の中川氏、(22)日出藩の木下氏、(47)佐伯藩の毛利氏の三大名

だけである。

右の両崇・片敬の分類が正しいとするならば中川・木下両氏は両崇、隣接藩の佐伯藩毛利氏は片敬という交際だったのであるか。またこの三氏以外の隣接藩である府内藩松平氏をはじめ、杵築藩松平氏、森藩久留島氏の三氏とは交際はなかったのだろうか。大名交際を考える場合の興味深い課題である。

四 引請大名の依頼

大名の隠居・家督や叙位等の願書提出や初登城等には、万端の心添をする引請・副引請の大名がいたことは別稿で述べたが、稲葉氏も雍通の隠居・尊通の家督に伴う引請大名を依頼している。以下その経緯を見ることにする。

「稲葉家文書」三月二十九日の項に「五月中御願書被差出候御含ニ付、御名代御願左之御方様江御留守居使者を以被仰進、御口上左之通」と記し、陸奥八戸藩主南部左衛門尉（二万石）に次の如く依頼している。

伊予守様御事、兼而被及御相談候通、五月中御隠居御願被成度思召候ニ付、右御願書御用番様御対客江御進達被進候様御差添之儀者、御先手奥山主税助様江御頼被成候思召ニ御座候、右御用召并御隠居御礼之節御登城御老若様御廻勤込御名代乍御苦勞御頼被成度思召候、御控者仙石美濃守様、又之御控者土方大和守様江御頼被成候思召ニ御座候、且又御用召御家督并御礼之節民部少輔様御登城被成候付、万端御心添被進候様、被成度、且民部少輔様御控毛利甲斐守様、又之御控者土方大和守様江御頼被成候思召御座候、右御頼御使者を以被仰進候、

三月

左衛門尉様江右御使者相勤候節、左之通書付持参之

一 伊予守様御隠居御願書御用番様江御先手御差添ニ而御進達之事

一 伊予守様 御用召之節、御名代 御登 城被進、御退出^レ御老若様御廻勤をも御勤被進候事、

一 御隠居之御礼被仰上候節、為御名代 御登 城御廻勤をも御勤被進候事

但此節染御帷子長御袴御着用之事

一 西九江御登 城不及候事、以上

右は稻葉雍通の隠居・尊通の家督願を幕府に提出するに当って、南部左衛門尉に万端の引請を依頼したものである。

要約すれば①五月中に隠居願いを提出する予定である。②隠居願提出の際には幕府御用人（旗本）の奥山主税助様に先手をお願いする予定であるので、③南部左衛門尉様には奥山様を先手として隠居願の提出と、御用召ならびに隠居許可への御礼（老中・若年寄への御礼）を雍通の名代としてお願いしたい。なお御礼登城の際は染帷子・長袴を着用願いたい。④隠居願提出及び御用召、御礼言上の節の名代の控には但馬・出石藩主仙石美濃守（一・一万石）に、又之控には伊勢・孤野藩主土方大和守（一・二万石）をお願いする予定である。⑤民部少輔尊通の家督に伴う御用召ならびに御礼登城の節の控には長州・府中藩主毛利甲斐守（五・七万石）に、又之控には土方大和守にお願する予定である、というものである。

右の如く南部氏に使者をもって依頼すると同時に、仙石氏、土方氏、毛利氏に対しても留守居から各留守居に宛てて依頼の使者が立てられた。

これに対して南部氏と仙石氏、毛利氏からは了承の返事が返って来たが、又之控を予定していた土方氏は参府が遅れ間に合いそうになくなったため、留守居の平生左助は四月二五日になって、土方氏の代りに肥後・人吉藩主相良近江守（二・二万石）に「又之御控、其御許様江御頼被成度、右御頼以御使者被仰進候」と急遽依頼した。相良氏からは翌二六日に「了承」の返

事が届けられたため、留守居の平生は翌二八日に改めて謝礼の使者を送っている。

また幕府御用人の奥山氏には「…南部左衛門尉様江進達相頼候付、其節御差添御勤被下候様、御頼申入候」と「先手」依頼の使者を立て、次の如く伺わせている。即ち「願書之義者御老中様方御内覧相済次第写、懸御目可申候、御控者外様江御頼可申哉、御丈夫ニ御勤被下候ハ、別段頼仕間敷」と。

これに対して奥山主税助からは「委細承知」の旨の返事があり、「もし差支えが生じても当方で代理は依頼するので、稲葉氏方での心配には及ばず」と、控の件は応えている。

以上の如く稲葉雅通の隠居・尊通の家督の願出に当っての先手・名代・控・又之控が決定したのである。

五 懇意御坊主への依頼

江戸城への登城、月次出仕に際しては、大名は坊主衆と懇意にしておくことが得策だった。そのため各大名は懇意御坊主を何人か持っていたが、稲葉氏の懇意御坊主は平井善朴、渡辺円斎、星野永春、関林雪、鈴木宗濟、水谷最諸、関長三、西丸の山口弘甫の八人が書き上げられている。

寛政十二年の稲葉弘通の隠居・雅通の家督の際の先例によれば、懇意御坊主を稲葉氏の上屋敷に招いて、弘通に対して城中での心添えの謝礼と、雅通への心添えの依頼をしているが、今回は「御取込ニ付相断罷出候振ニ而、右之人数江御料理代金三百疋ツ被下之、渡辺円斎江頼遣之、彼方ニ而取計候而相済候得共、後年為見合記置候事」と記述されていることから、懇意御坊主の招待はせず、料理代として一人三百疋宛を渡辺円斎を通じて贈り、謝礼に替えたことがわかる。その理由は雅通の病氣に加えて末だ尊通が参府していないことから「御取込ニ付」となったものようである。

なお、後年の参考とするために寛政十二年の先例を参照して懇意御坊主の招待計画をたてたものを書き記しているが、これ

は紙数の都合で省略したい。

右の懇意御坊主の内、平井善朴と渡辺円齋、鈴木宗済の三人は、普通の参府を待って四月二三日に招いて、吸物・酒・夜食を振舞い、俗衣各一反を贈っている。

六 隠居・家督願と留守居

稲葉氏の隠居・家督に際して、その涉外担当の責任者に留守居平生左助が任命されたことは上述の通りであるが、本項ではこの留守居の役割について前項までの涉外事項を整理し、続いて隠居・家督願提出までの涉外事項について概観してみたい。

二月十三日 御隠居・家督の御用掛に任命され、先例の調査を命ぜられる。

二月二十五日 医師河野良以・杉本忠温の往診を依頼、三月に來診をえて、「隠居願案文」に同意をうる。

三月十五日 この日から御親族様方其外様へ「為御知御相談」の使者および「奉札」をもって、隠居・家督願の周知を行う。

三月二十九日 雍通の隠居に伴う名代を南部左門尉に、同控を仙石美濃守に、同又之控を土方大和守に依頼すべく命を受けて、各留守居を通じて依頼した。また先手には幕府御用人の奥山主税助に依頼した。さらに普通の家督願に対する御用召以降の登城等々の万端の世話を依頼する引請(控)には毛利甲斐守、同又之控には土方大和守に依頼すべく留守居を通じてそれぞれ申込みをした。これに対して南部・仙石・毛利の各大名の留守居及び奥山氏からは承諾の返事を得た。しかし、土方大和守の留守居からは参府が遅れる旨の返事があったことから、留守居の平生は雍通の指示を受けて相良近江守への又之控依頼の使者を立てた。幸い、相良氏からは承諾の返事を得ることができ、引請大名依頼を完了したのである。

以上の経過を踏まえて、四月になると留守居の平生は引請大名の毛利甲斐守と南部左衛門尉の二人に、これまでに、隠居・

家督願に關してとつて来た経過を報告する書付を一通と、隠居・家督披露に關する客組招請についての伺書二通¹⁰を認め、指示を仰いでいる。そして指示を得てその準備に着手することになるのである。

家督許可が出されれば御用招による登城をはじめ、月次登城等々城中での表向きの諸世話は引請大名が当るが、裏方として種々の世話をするのが坊主衆である。稲葉氏も懇意坊主衆をもつていたので、隠居・家督をこの懇意坊主に上述の如く披露し依頼しているが、これも留守居の任務の一つだった。

さらに四月六日には平生は幕府の祐筆組頭青木忠左衛門と布施兵衛之亟に、隠居・家督願を五月初に提出する旨を報じているが、これは幕府に差出す願書の書式指導を得る含みがあったものであろうか。

四月二日には平生は老中の各私邸を訪ね口上書の趣を公用人を通じて報じ、願書の提出日の内達を得るべく手廻しをしている。

また四月二三日には西久保八幡に隠居・家督の祈願をし、さらに幕府からの御用召当日は城中で昼食をとることになるため、坊主部屋の借用を申込むなど、留守居は願書提出までは気の安まることのない毎日を送るのである。

以上、紙数の都合で省略した部分もあるが、稲葉雅通の隠居・尊通の家督願提出までの諸準備を、涉外掛とも云うべき留守居の動静を中心に概観してきた。願書の提出にあたっては前日、当日と慌しい動きがあるが、「隠居・家督願の提出」については別稿を用意しているので、合せて大方の御指導、御叱正をお願いする次第である。

(注)

(1) 拙稿「近世大名の交際について——隠居・家督等に伴う引請と客組を通して——」『近世日本の社会と流通』所収(藤野保先生還曆記念会)(平成五年十一月・雄山閣)

- (2) 「稲葉家文書」大分県立先哲史料館所蔵。平井義人「『稲葉家文書』の伝来と移動——県立史料館による史料収集事業の一例という視点に立って——」大分県立先哲史料館『史料館研究紀要』第2号
- (3) 稲葉家文書「雍通様御隠居 尊通様御家督一卷上」は「文化三^庚年正月十八日」となっているが、これは稲葉家で浄写本を作成するとき、「文政三」を「文化三」と誤って浄写したと考えられるので、本稿では「文政三年」として論を進める。また右の「一卷上」を「稲葉家文書」と略記する。

(4) 『統徳川実紀』第二篇、文政二年四月十八日の条。

(5) 『日本史総覧』近世二「有馬氏系図」(新人物往来社)

以下、大名の姻戚関係は本書により、それぞれの注記は省略する。

(6) 稲葉家文書は「両崇」の語を使用しており、「両敬」と同義と考えられるので、本稿ではこれに従って「両崇」の語を使うことにする。

(7) 稲葉家文書「稲葉尊通様御官位一件」

(8) 表2の(39)井上熊蔵と(40)吉田快広・(45)土岐信濃守は大名家には見出しえなかった。旗本であろうか。

(9) (1)に同じ。

(10) 「書付」と「伺書」の内容については別稿を用意中である。